

# 平成25年度 第1回 懇談会

千葉県後期高齢者医療広域連合

平成25年6月28日(金)

15:00～16:00

千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

## 次 第

### I 開 会

事務局長挨拶

(参考) 懇談会設置要綱、出席者名簿、席次表、  
広域連合事務局職員名簿、広域連合座席配置図

### II 議 題

1. 制度の施行状況について (事務局次長)
2. 被保険者証の年度更新について (資格保険料課長)
3. 医療費適正化事業について (給付管理課長)
4. 保健事業について (給付管理課長)
5. 今後の広報事業について (総務課長)
6. 平成26・27年度保険料率の改定について (総務課長)
7. 今年度の広域連合議会等の開催予定について (総務課長)
8. 後期高齢者医療制度に関する要望書について (総務課長)

### III 閉 会

平成25年度 第1回 懇談会

千葉県後期高齢者医療広域連合

【出席者名簿】(参考)

出席者名簿

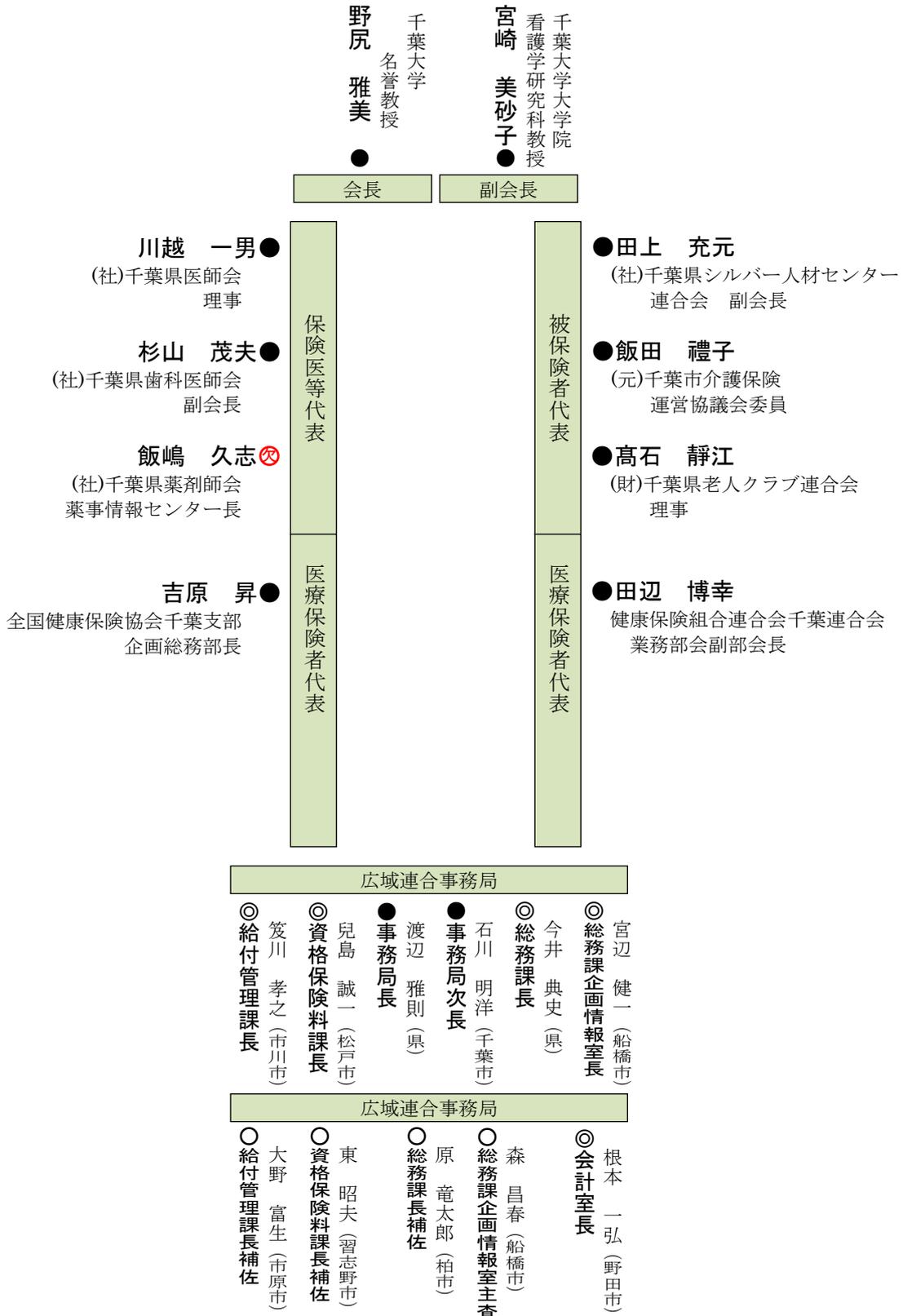
赤は交代

区分	委員名	団体名	役職	任期	出欠
被保険者代表	田上 充元	(社)千葉県シルバー人材センター連合会	副会長	H23.9.17 ~ H25.9.16	○
	飯田 禮子	元千葉市介護保険運営協議会	委員	"	○
	高石 静江	(財)千葉県老人クラブ連合会	理事	"	○
保険医等代表	川越 一男	(社)千葉県医師会	理事	"	○
	杉山 茂夫	(社)千葉県歯科医師会	副会長	H25.6.20 ~ H25.9.16	○
	飯嶋 久志	(社)千葉県薬剤師会	薬事情報センター長	"	欠
医療保険者代表	田辺 博幸	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会	副部会長	H25.6.20 ~ H27.3.12	○
	吉原 昇	全国健康保険協会千葉支部	企画総務部長	"	○
	太田 章	公立学校共済組合千葉支部	事務局長	"	欠
連合長が必要と認める者	野尻 雅美	千葉大学	名誉教授	H23.9.17 ~ H25.9.16	○
	宮崎 美砂子	千葉大学大学院看護学研究科	教授	"	欠
	澤田 いつ子	(社)千葉県看護協会	専務理事	H25.6.20 ~ H25.9.16	欠

【席次表】(参考)

席次表

(委員12名、事務局11名)



【広域連合事務局職員名簿】(参考)

事務局職員一覧(平成25年度)

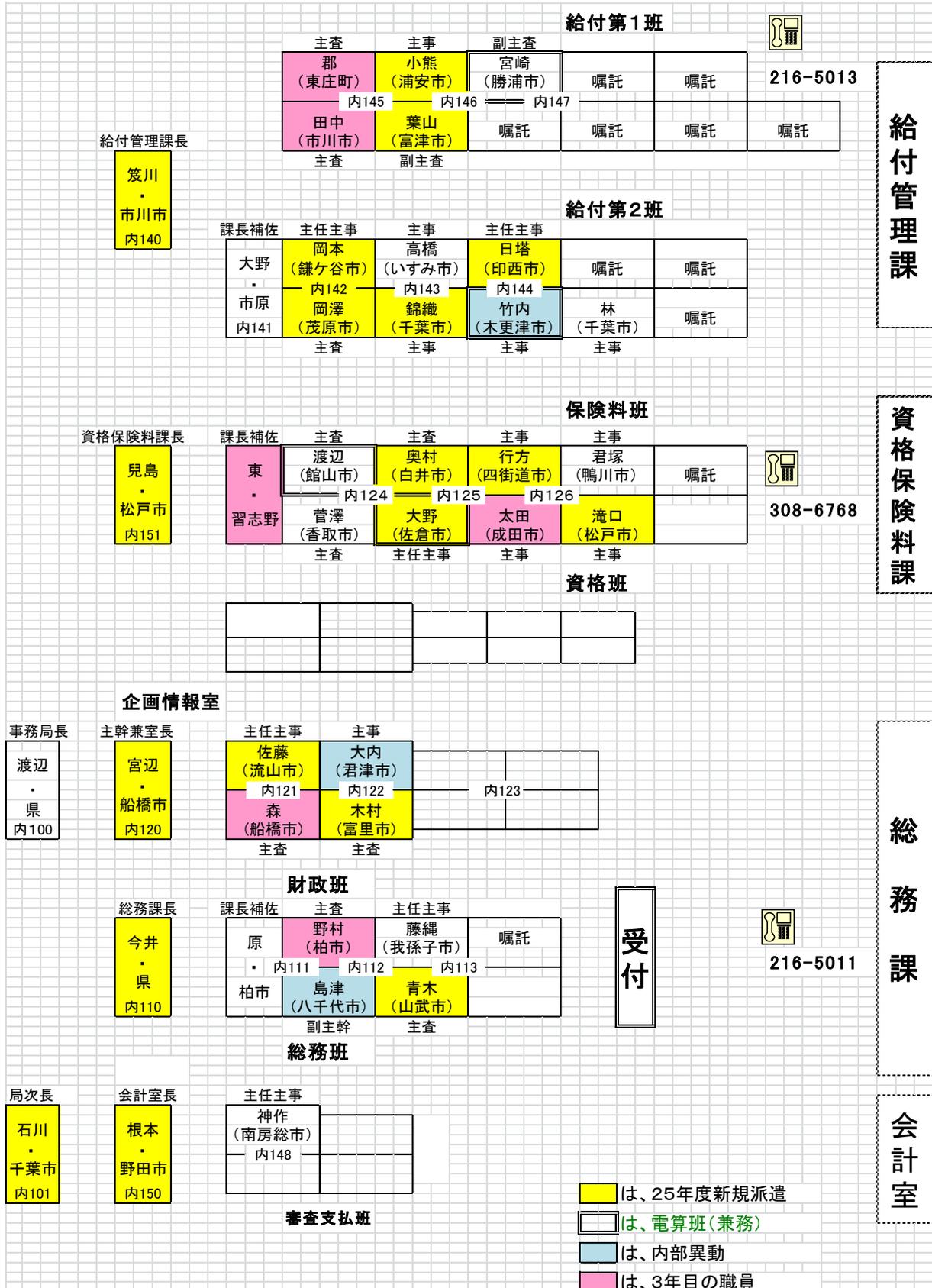
※網掛けは交代職員

職 名	氏 名	派遣元団体		
局 長	渡辺 雅則	千葉県		
局 次 長	石川 明洋	千葉市		
総務課	課 長	今井 典史	千葉県	
	課長補佐	原 竜太郎	柏市	
	総務班	副主幹	島津 俊明	八千代市
		主査	青木 智朗	山武市
	財政班	主査	野村 瑞穂	柏市
		主任主事	藤縄 哲志	我孫子市
	企画情報室	主幹兼室長	宮辺 健一	船橋市
		主査	森 昌春	船橋市
		主査	木村 伸弘	富里市
		主任主事	佐藤 慎一郎	流山市
主事	大内 慎矢	君津市		
資格 保険料課	課 長	兒島 誠一	松戸市	
	課長補佐	東 昭夫	習志野市	
	資格班	主査	菅澤 朱美	香取市
		主任主事	大野 岳史	佐倉市
		主事	太田 典明	成田市
		主事	滝口 貴絵	松戸市
	保険料班	主査	渡辺 修	館山市
		主査	奥村 敏直	白井市
		主事	行方 健二	四街道市
		主事	君塚 裕子	鴨川市
給付 管理課	課 長	笈川 孝之	市川市	
	課長補佐	大野 富生	市原市	
	給付第1班	主査	郡 伸明	東庄町
		副主幹	田中 ひとみ	市川市
		副主査	葉山 八千代	富津市
		副主査	宮崎 裕介	勝浦市
		主事	小熊 由美	浦安市
	給付第2班	主査	岡澤 佳昭	茂原市
		主任主事	日塔 茂雄	印西市
		主任主事	岡本 秀智	鎌ヶ谷市
		主事	錦織 崇嗣	千葉市
		主事	高橋 真一	いすみ市
		主事	竹内 悠	木更津市
	会計室	室 長	根本 一弘	野田市
審査支払班		主任主事	神作 啓介	南房総市

平成25年度 第1回 懇談会

千葉県後期高齢者医療広域連合

【広域連合座席配置図】(参考)



## Ⅱ 議題

### 1. 制度の施行状況

#### 【①被保険者の状況】

#### 被保険者の状況(平成25年4月末現在)

##### ア 被保険者数の推移

(人、%)

年月	被保険者数	再 掲			
		3割負担	1割負担		
		現役並み 所得者	低所得Ⅰ 該当者	低所得Ⅱ 該当者	一般
21年3月末	511,030	45,735	83,609	72,842	308,844
22年3月末	534,956	46,232	89,366	78,011	321,347
23年3月末	562,210	46,700	94,302	89,296	331,912
24年3月末 a	588,319	48,740	99,414	92,987	347,178
25年3月末 b	616,555	49,594	104,693	99,896	362,372
前年比 (人:c=b-a)	28,236	854	5,279	6,909	15,194
前年比 (%:d=c/a*100)	4.80	1.75	5.31	7.43	4.38
25年4月末 e	618,593	49,988	105,065	100,357	363,183

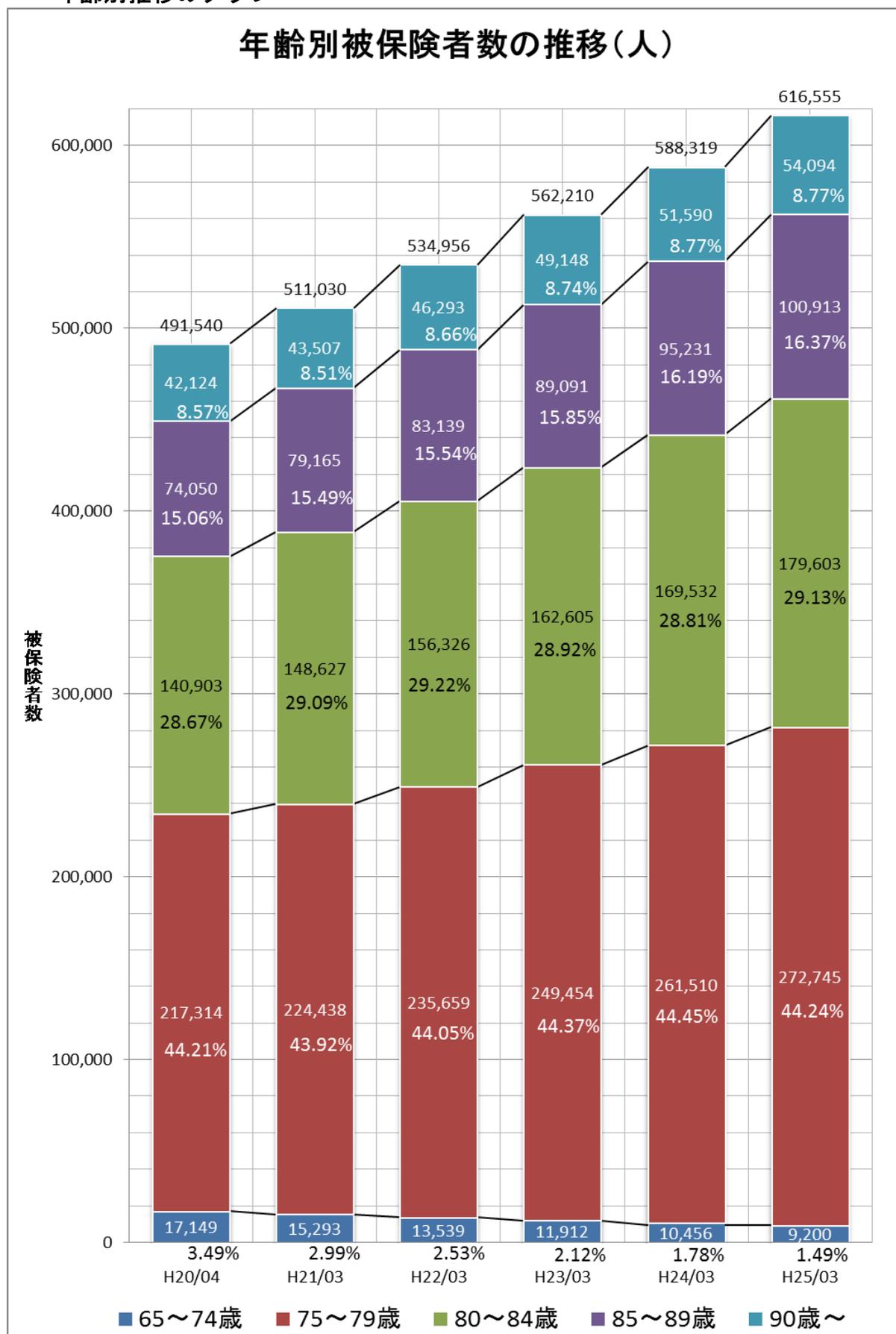
##### イ 年齢区分別被保険者数の推移

(人、%)

年齢区分	計	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80~ 84歳	85~ 89歳	90~ 94歳	95~ 99歳	100歳 以上
21年3月末	511,030	6,515	8,778	224,438	148,627	79,165	32,881	9,396	1,230
構成比 %	100.00	1.27	1.72	43.92	29.09	15.49	6.43	1.84	0.24
22年3月末	534,956	5,147	8,392	235,659	156,326	83,139	34,778	10,133	1,382
構成比 %	100.00	0.96	1.57	44.05	29.22	15.54	6.50	1.90	0.26
23年3月末	562,210	3,769	8,143	249,454	162,605	89,091	36,911	10,700	1,537
構成比 %	100.00	0.67	1.45	44.37	28.92	15.85	6.57	1.90	0.27
24年3月末	588,319	2,598	7,858	261,510	169,532	95,231	38,761	11,140	1,689
構成比 %	100.00	0.44	1.34	44.45	28.81	16.19	6.59	1.89	0.29
25年3月末	616,555	1,993	7,207	272,745	179,603	100,913	40,661	11,654	1,779
構成比 %	100.00	0.32	1.17	44.24	29.13	16.37	6.59	1.89	0.29
25年4月末 e	618,593	1,990	7,126	273,626	180,282	101,232	40,936	11,631	1,770
構成比 %	100.00	0.32	1.15	44.23	29.14	16.37	6.62	1.88	0.29

ウ 市町村別被保険者数(平成25年4月末現在) 月報A表より						
市町村名	被保険者数	うち被扶養者	再掲			
			3割負担		1割負担	
			現役並み所得者	低所得Ⅰ該当者	低所得Ⅱ該当者	一般
千葉市 計	87,820	5,650	8,738	15,089	14,285	49,708
中央区	19,184	1,277	2,029	3,419	3,141	10,595
花見川区	17,225	1,083	1,761	2,922	2,827	9,715
稲毛区	14,743	829	1,649	2,529	2,240	8,325
若葉区	16,650	1,102	1,622	2,919	2,743	9,366
緑区	9,133	801	718	1,622	1,498	5,295
美浜区	10,885	558	959	1,678	1,836	6,412
銚子市	11,029	1,567	436	1,976	1,800	6,817
市川市	37,230	2,605	4,807	6,610	6,136	19,677
船橋市	54,579	3,410	5,647	8,937	9,389	30,606
館山市	8,623	967	464	1,684	1,779	4,696
木更津市	13,454	1,714	776	2,499	1,936	8,243
松戸市	44,691	2,899	4,585	7,496	7,922	24,688
野田市	15,556	1,756	972	2,494	2,518	9,572
茂原市	10,978	1,459	619	1,947	1,752	6,660
成田市	11,098	1,803	787	1,777	1,826	6,708
佐倉市	17,568	1,634	1,459	2,924	2,539	10,646
東金市	6,399	962	335	1,124	1,138	3,802
旭市	9,083	1,537	313	1,470	1,321	5,979
習志野市	14,813	975	1,638	2,594	2,236	8,345
柏市	36,315	2,544	3,694	6,157	5,026	21,438
勝浦市	3,852	626	147	838	767	2,100
市原市	26,692	2,923	1,715	4,311	4,520	16,146
流山市	15,570	1,029	1,617	2,620	2,020	9,313
八千代市	17,482	1,206	1,744	2,811	2,475	10,452
我孫子市	14,238	959	1,471	2,427	1,743	8,597
鴨川市	6,448	1,001	278	1,201	1,515	3,454
鎌ヶ谷市	9,892	698	697	1,685	1,537	5,973
君津市	10,385	1,516	493	1,742	1,543	6,607
富津市	7,340	1,304	263	1,403	1,229	4,445
浦安市	8,214	701	1,183	1,357	1,165	4,509
四街道市	8,624	593	825	1,301	1,069	5,429
袖ヶ浦市	5,712	925	259	977	885	3,591
八街市	6,408	835	262	1,253	1,242	3,651
印西市	7,271	1,178	387	1,174	1,077	4,633
白井市	4,627	441	406	700	645	2,876
富里市	3,816	447	191	634	634	2,357
南房総市	8,863	1,343	248	1,688	1,734	5,193
匝瑳市	6,123	1,099	204	1,024	1,005	3,890
香取市	12,726	2,671	418	1,861	2,036	8,411
山武市	7,486	1,234	201	1,385	1,413	4,487
いすみ市	7,522	1,299	320	1,263	1,482	4,457
大網白里市	5,708	852	267	965	968	3,508
酒々井町	1,964	205	123	338	281	1,222
栄町	2,482	349	102	418	395	1,567
神崎町	973	185	40	115	148	670
多古町	2,761	675	76	361	452	1,872
東庄町	2,312	483	42	286	350	1,634
九十九里町	2,737	437	60	587	497	1,593
芝山町	1,168	216	49	201	191	727
横芝光町	4,086	682	114	737	739	2,496
一宮町	1,746	288	74	308	289	1,075
睦沢町	1,248	296	29	163	250	806
長生村	2,025	389	51	275	401	1,298
白子町	1,981	351	53	356	366	1,206
長柄町	1,229	308	44	138	217	830
長南町	1,778	384	48	244	353	1,133
大多喜町	2,121	469	69	352	394	1,306
御宿町	1,759	219	88	349	317	1,005
鋸南町	1,988	356	60	439	410	1,079
広域連合	618,593	62,654	49,988	105,065	100,357	363,183

エ 年齢別推移のグラフ



# 平成25年度 第1回 懇談会

千葉県後期高齢者医療広域連合

## 【②保険料の状況等】

### 保険料の状況等

ア-1 保険料調定額、収納額及び収納率等

(単位:円,%)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実質収納額	収納率
平成20年度	33,016,195,300	32,698,197,700	101,126,700	32,597,071,000	98.73
平成21年度	34,615,508,600	34,097,631,890	93,631,650	34,004,000,240	98.23
平成22年度	36,795,030,760	36,138,720,570	101,764,900	36,036,955,670	97.94
平成23年度	38,576,933,300	37,903,508,198	98,652,300	37,804,855,898	98.00
内訳 特別徴収	23,040,539,500	23,106,935,100	66,395,600	23,040,539,500	100.00
内訳 普通徴収	15,536,393,800	14,796,573,098	32,256,700	14,764,316,398	95.03
前年度比(金額)	1,781,902,540	1,764,787,628	-3,112,600	1,767,900,228	
前年度比(%)	4.84	4.88	-3.06	4.91	

ア-2 24年度収納状況(25年3月末時点)

(単位:円)

区分	調定額(収入予定額) A	収納済額 B	収納率 B/A×100	被保険者1人当りの 保険料
後期高齢者医療保険料	40,653,627,956	39,758,179,397	97.80%	65,937

イ 軽減の状況

区分		均等割 9割軽減	均等割 8.5割軽減	均等割 5割軽減	均等割 2割軽減	被扶養者 均等割 9割軽減	均等割軽減 小計	所得割軽減	軽減合計
		平成20年度 (平成21年3月末時点)	被保険者数(人)	-	156,311	10,323	29,049	68,206	263,889
	保険料軽減額(千円)	-	4,975,116	191,853	216,412	2,407,095	7,790,476	350,975	8,141,451
平成21年度 (平成22年3月末時点)	被保険者数(人)	106,799	58,830	11,344	30,898	66,560	274,431	43,131	317,562
	保険料軽減額(千円)	3,577,951	1,859,502	210,748	230,152	2,225,360	8,103,713	418,240	8,521,953
平成22年度 (平成23年3月末時点)	被保険者数(人)	111,907	64,775	11,957	34,014	66,762	289,415	46,307	335,722
	保険料軽減額(千円)	3,755,233	2,051,718	222,624	253,767	2,237,224	8,520,566	461,152	8,981,718
平成23年度 (平成24年3月末時点)	被保険者数(人)	116,890	70,731	12,459	36,769	66,594	303,443	48,931	352,374
	保険料軽減額(千円)	3,922,891	2,240,818	231,978	274,315	2,231,418	8,901,420	490,238	9,391,658
平成24年度確定賦課 (平成24年6月23日)	被保険者数(人)	113,954	71,175	12,356	37,146	64,119	298,750	48,229	346,979
	保険料軽減額(千円)	3,830,226	2,258,900	230,601	277,536	2,153,420	8,750,683	485,564	9,236,247

ウ 保険料減免申請の状況(25年3月末時点)

(単位:件)

区分	申請	減免決定	減免却下	審査中	東日本大震災の被害による減免			
					申請	減免決定	減免却下	審査中
平成22年度	26	23	3	0	148	148	0	0
平成23年度	32	27	5	0	4,364	4,361	3	0
平成24年度	37	31	5	1	4,353	4,298	0	55

# 平成25年度 第1回 懇談会

千葉県後期高齢者医療広域連合

## 【③医療給付費の状況】

医療費の給付費の状況

20～23年度実績

金額単位：千円

区分	療養給付費		療養費(食事・生活療養費・訪問看護療養費・柔道整復)						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計	
	(医科・歯科・調剤)		(現物分)		(償還分)		件数	金額計	(現物分)		(償還分)		件数	金額計	件数	金額	件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額								
20年度実績	12,467,507	306,527,564	-	-	-	-	49,716	1,196,061	-	-	-	-	344,623	2,386,996	-	-	23,537	1,176,850	311,287,471	
21年度実績	14,117,419	336,463,740	-	-	-	-	681,744	12,374,801	247,550	9,862,621	483,261	3,415,668	730,811	13,278,289	5,810	78,697	28,595	1,429,750	363,625,277	
22年度実績	14,787,412	359,603,395	644,457	11,078,141	92,184	2,138,721	736,641	13,216,862	266,327	10,835,657	522,321	3,697,824	788,648	14,533,481	19,809	308,256	30,682	1,534,100	389,196,094	
23年度実績	15,681,006	383,901,464	681,009	11,557,008	125,705	2,522,394	806,714	14,079,402	282,785	11,551,854	566,872	3,998,302	849,657	15,550,156	18,278	253,125	31,978	1,598,900	415,383,047	
前年度比較	増減 (件数・金額)	893,594	24,298,069	36,552	478,867	33,521	383,673	70,073	862,540	16,458	716,197	44,551	300,478	61,009	1,016,675	-1,531	-55,131	1,296	64,800	26,186,953
	増減率 (%)	6.04	6.76	5.67	4.32	36.36	17.94	9.51	6.53	6.18	6.61	8.53	8.13	7.74	7.00	-7.73	-17.88	4.22	4.22	6.73

24年度の状況

金額単位：千円

区分	療養給付費		療養費(食事・生活療養費・訪問看護療養費・柔道整復)						高額療養費						高額介護療養費		葬祭費		合計	
	(医科・歯科・調剤)		(現物分)		(償還分)		件数	金額計	(現物分)		(償還分)		件数	金額計	件数	金額	件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額								
4月	1,367,719	34,080,727	81,991	1,251,176	11,094	222,422	93,085	1,473,598	24,337	1,044,850	48,206	339,506	72,543	1,384,356	15,126	200,164	3,171	158,550	37,297,395	
5月	1,349,432	32,162,684	57,346	971,273	9,936	219,398	67,282	1,190,671	28,070	991,154	49,275	352,041	77,345	1,343,195	3,467	46,854	2,555	127,750	34,871,154	
6月	1,374,774	33,387,051	59,145	1,000,075	10,093	233,901	69,238	1,233,976	29,482	1,104,773	52,235	367,904	81,717	1,472,677	1,456	19,325	2,897	144,850	36,257,879	
7月	1,387,895	33,119,798	60,291	993,168	10,224	224,489	70,515	1,217,657	28,994	1,068,780	49,023	298,894	78,017	1,367,674	329	4,121	2,394	119,700	35,828,950	
8月	1,398,335	33,796,782	60,205	1,004,434	10,201	229,352	70,406	1,233,786	29,276	1,106,056	50,613	309,550	79,889	1,415,606	168	2,185	2,439	121,912	36,570,271	
9月	1,370,167	33,270,521	59,548	1,000,079	10,715	240,861	70,263	1,240,940	29,311	1,070,530	50,722	307,506	80,033	1,378,036	126	2,241	2,498	124,900	36,016,638	
10月	1,357,628	31,902,839	58,308	965,627	10,295	243,251	68,603	1,208,878	28,177	1,010,849	51,735	313,188	79,912	1,324,037	121	1,206	2,166	108,300	34,545,260	
11月	1,445,089	34,892,718	59,922	1,003,180	10,467	235,331	70,389	1,238,511	30,148	1,134,481	50,979	306,115	81,127	1,440,596	81	956	2,834	141,700	37,714,481	
12月	1,415,746	33,925,162	60,021	980,518	10,574	238,460	70,595	1,218,978	29,684	1,085,343	49,363	290,367	79,047	1,375,710	77	1,166	2,730	136,500	36,657,516	
1月	1,431,835	34,513,835	59,423	985,497	11,092	260,194	70,515	1,245,691	30,100	1,117,512	54,342	321,124	84,442	1,438,636	29	582	2,660	133,000	37,331,744	
2月	1,370,186	33,939,440	58,305	982,817	10,751	247,989	69,056	1,230,806	30,675	1,144,285	52,676	310,384	83,351	1,454,669	84	1,019	3,620	181,000	36,806,934	
3月	1,364,037	32,587,377	32,965	673,147	10,348	229,769	43,313	902,916	28,984	1,030,599	53,806	323,115	82,790	1,353,714	2,290	30,089	3,043	152,150	35,026,246	
展入		-1,409			-24	-641	-21	-641			-651	-4,373	-651	-4,373	-42	-591	-11	-550	-7,564	
計	16,632,843	401,577,525	707,470	11,810,991	125,766	2,824,776	833,239	14,635,767	347,238	12,909,212	612,324	3,835,321	959,562	16,744,533	23,312	309,317	32,996	1,649,762	434,916,904	
前年度比較	増減 (件数・金額)	951,837	17,676,061	26,461	253,983	61	302,382	26,525	556,365	64,453	1,357,358	45,452	-162,981	109,905	1,194,377	5,034	56,192	1,018	50,862	19,533,857
	増減率 (%)	6.07	4.60	3.89	2.20	0.05	11.99	3.29	3.95	22.79	11.75	8.02	-4.08	12.94	7.68	27.54	22.20	3.18	3.18	4.70

【④審査請求の状況】

平成25年3月31日現在

高齢者の医療の確保に関する法律第128条に規定する審査請求の状況について

主な審査請求の内容

- ・保険料額決定処分に対するもの
- ・一部負担金割合が3割と決定されたことに対するもの

年度別審査請求の状況 (件数)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
受付件数	163	57	7	3	0	230
取下げ件数*	1	2	2	0	0	5
弁明書提出件数	162	56	5	3	0	226
裁決された件数	162	55	5	3	0	225
うち却下件数	3	1	0	0	0	4
うち棄却件数	159	54	5	3	0	221

※弁明書提出後に取り下げられた件数を含む

※裁決された件数は、裁決された年度ではなく、審査請求を受けた年度の欄に記載

(参考)

高齢者の医療の確保に関する法律

(審査請求)

第128条 後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

## 2. 被保険者証の年度更新

### 【被保険者証】

色	被保険者証作成件数	交付年月日	有効期限
赤	623, 205枚	平成25年8月1日	平成26年7月31日

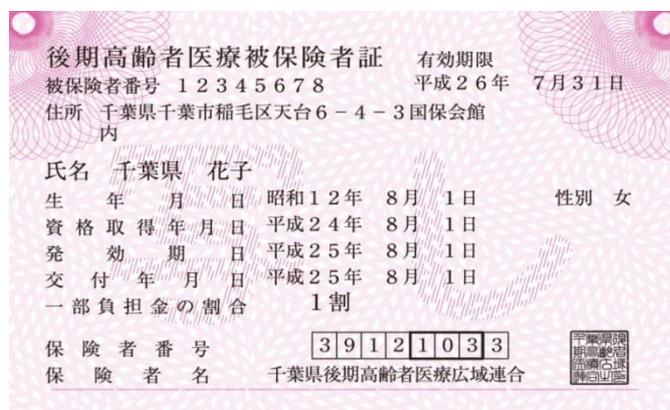
※ 被保険者証作成件数は、6月9現在の年次処理で作成された件数です。

### 【発送予定日】

平成25年7月5日～17日

各市町村、後期高齢者医療担当課において、被保険者証等の抜き差し等を行い、  
発送する予定（郵便局へ持ち込み等）簡易書留（転送可）

### 【イメージ】



**3. 医療費適正化事業****① 長寿健康づくり訪問指導事業****【目的】**

広域連合では、保険者機能強化事業の一つとして、被保険者の健康の保持・増進を図ることを目的とし、主に生活習慣病の恐れのある方や重複・頻回受診者等について保健師等が訪問して、本人及びその家族に健康管理に関する生活指導を行い、疾病の重症化の予防を図る。

**【実施市町村（13市町村）】**

第1期 (6月～7月実施予定)	浦安市
第2期 (8月実施予定)	館山市、勝浦市、四街道市、 栄町、横芝光町、長柄町
第3期 (9月～10月実施予定)	木更津市、茂原市、佐倉市、 大網白里市、一宮町、長南町

**② ジェネリック医薬品利用促進事業****【目的】**

被保険者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の改善を目的に、ジェネリック医薬品利用促進を図るものである。実施内容は、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知およびジェネリック医薬品希望カードの配布などである。

**【発送予定】**

年3回（8月、11月、平成26年2月）

**③ 医療費通知の送付****【目的】**

被保険者に、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、健康に対する認識を深めさせ、保険事業の健全な運営に資するために実施する。

**【発送予定】**

年3回（6月、10月、平成26年2月）

※1回目は6月14日（金）発送 約562,000通

## 4. 保健事業

### 【目的】

後期高齢者医療制度における被保険者の健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条において、努力義務となっておりますが、厚生労働省健康局（平成25年4月）「標準的な健診・保健指導プログラム(改定版)」の75歳以上の者に対する健診・保健指導の在り方で示されているとおり、生活習慣病の早期発見に努めること及び千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条に基づき、被保険者の健康保持増進を図ることを目的とし実施するものです。

### 【平成25年度の目標受診率】

32.26%

### 【目標受診率達成に向けて予定している、市町村における具体的な取組】

- ・ 広報媒体（広報紙、HP、ケーブルTV、メール配信、防災無線等）を利用して周知を図る。
- ・ 医療機関において、受診勧奨、実施案内の掲示、配布による周知を図る。
- ・ 町会、自治会等で実施案内を回覧又は配布をして周知を図る。
- ・ 他の健診、健康教室、福祉まつり等の会場での周知を図る。
- ・ 民生委員、保健推進員による周知を図る。
- ・ 実施案内を被保険者証の送付時や保険料決定通知等に同封して周知を図る。
- ・ 受診券を全員に送付又は、受診の申込書を全員に配布することで受診しやすくする。
- ・ 実施案内を作成するにあたり、他の健診と同時に掲載するなど、掲載方法を工夫する。
- ・ 集団、個別実施を併用することにより、受診しやすくする。
- ・ 集団健診においては、休日に受診できるようにする。
- ・ 他の健診と同時に実施できるようにする。
- ・ バス等による送迎を実施する。
- ・ 未受診者への勧奨通知を発送する。

## 5. 今後の広報事業

### 【広報事業に係る基本方針】

- 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、市町村と連携を図り、多様な機会を活用した広報活動を実施します。
- 広報の対象者である被保険者の目線に立ち、分かりやすい広報に努めます。

### 【広域連合が実施している主な広報事業】

事業名	内容	実施方法（送付先）	時期
ちば広域連合だより	後期高齢者医療制度に係る被保険者への周知事項等（保険料率の改定など）	全被保険者、市町村 ※全被保険者送付は3月発行分のみ	3月 12月
A4判 ガイドブック	後期高齢者医療制度の解説	市町村	4月
小冊子	後期高齢者医療制度の解説	全被保険者 （被保険者証更新時）	7月
ポスター	被保険者証の更新に関する周知	医療機関、市町村担当課 （被保険者証更新時）	7月

### 【広報事業に係る意見等】

- ・ちば広域連合だよりの配布方法について、昨年度の広域連合議会で「新聞折込みによる配布を検討すべき」との意見があった。
- ・また、一部市町村から「12月発行の連合だよりも全被保険者に郵送すべき」、「12月分の発行を止めて年1回とすべき」との意見があった。
- ・今後の広報事業運営の参考とするため、昨年度末、市町村に対してアンケート調査を実施した。（広域連合だよりの発行回数・配布方法、A4判ガイドブックの必要性、各市町村の広報に関する考え方等）

### 【市町村アンケート結果の概要】 ※詳細は次ページ以降に掲載。

- ◇ 広域連合だより の発行回数と配布方法等について
  - ・現行どおりで良いとの意見が多数。
- ◇ A4判ガイドブック について
  - ・現行どおりで良いとの意見が多数。

# 平成25年度 第1回 懇談会

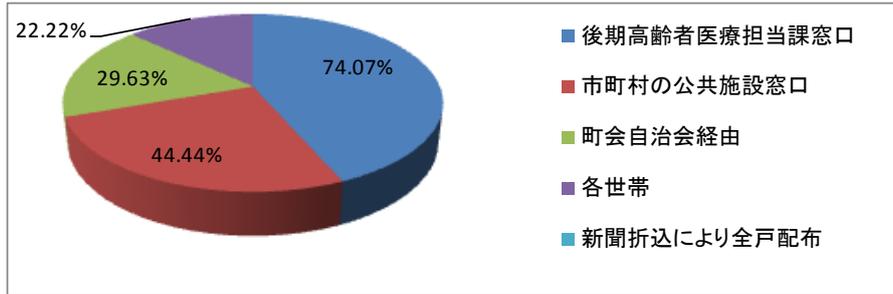
千葉県後期高齢者医療広域連合

(参考)

● **ちば広域連合だより（24年度第13、14号）の配布方法（複数回答可）**

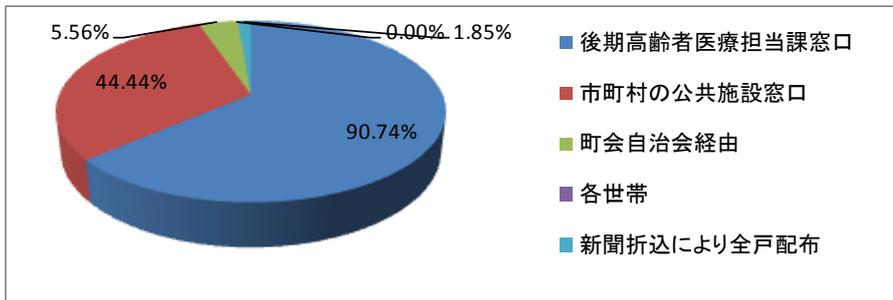
【24年12月 第13号】の配布方法は 92

後期高齢者医療担当課窓口	74.07%	40
市町村の公共施設窓口	44.44%	24
町会自治会経由	29.63%	16
各世帯	22.22%	12
新聞折込により全戸配布		0



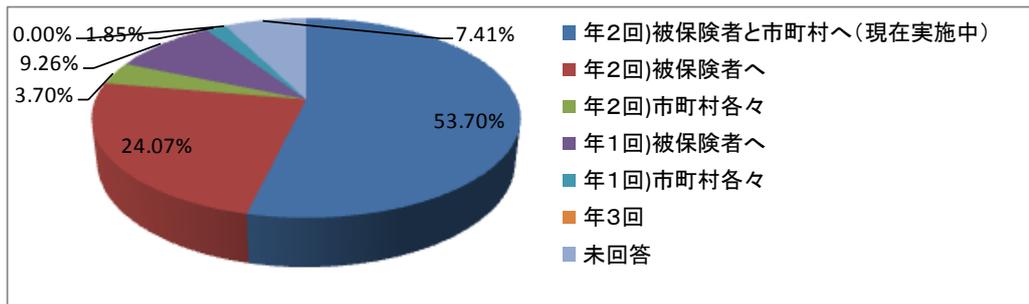
【25年3月 第14号】の配布方法は **※全ての被保険者に郵送（広域連合で）** 77

後期高齢者医療担当課窓口	90.74%	49
市町村の公共施設窓口	44.44%	24
町会自治会経由	5.56%	3
各世帯	0.00%	0
新聞折込により全戸配布	1.85%	1



● **ちば広域連合だより の妥当な発行回数と方法は**

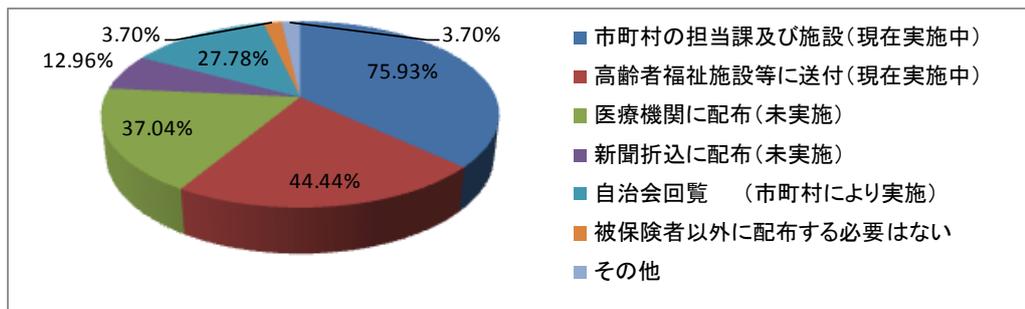
年2回)被保険者と市町村へ（現在実施中）	53.70%	29
年2回)被保険者へ	24.07%	13
年2回)市町村各々	3.70%	2
年1回)被保険者へ	9.26%	5
年1回)市町村各々	1.85%	1
年3回	0.00%	0
未回答	7.41%	4



● **ちば広域連合だより** を被保険者以外への配布を行うことについて（複数回答可）

111

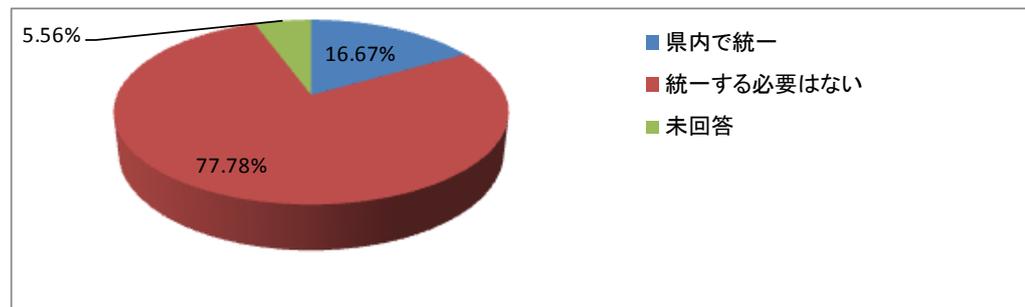
市町村の担当課及び施設（現在実施中）	75.93%	41
高齢者福祉施設等に送付（現在実施中）	44.44%	24
医療機関に配布（未実施）	37.04%	20
新聞折込に配布（未実施）	12.96%	7
自治会回覧（市町村により実施）	27.78%	15
被保険者以外に配布する必要はない	3.70%	2
その他	3.70%	2



● **ちば広域連合だより** の今後の配布方法は

54

県内で統一	16.67%	9
統一する必要はない	77.78%	42
未回答	5.56%	3

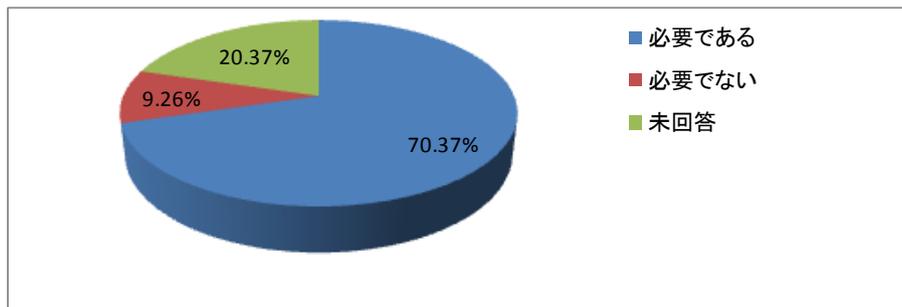


● **A4判ガイドブック** の必要性について（内容が同じ制度解説小冊子との使い分けは

- ・ A4版ガイドブックは字が大きく読みやすいので窓口における高齢者への説明時に使用配布
- ・ 小冊子は郵送用

54

必要である	70.37%	38
必要でない	9.26%	5
未回答	20.37%	11



## 6. 平成26・27年度保険料率の改定

- ・本年度、2年に1度の保険料の改定（平成26、27年度分）を行います。
- ・来年度からの新たな保険料率の施行に向け、広域連合では、医療給付費見込額の試算などを行い、広域連合議会（26年2月予定）での議決を経て決定します。

### 【保険料率のしくみ】

後期高齢者医療制度の加入者である被保険者の所得に応じて賦課される【所得割額】と、すべての被保険者に等しく負担していただく【均等割額】を合計した金額が、後期高齢者医療の **保険料率** となります。

<b>【所得割額】</b> <small>(総所得金額等－基礎控除額33万円) × 所得割率7.29%</small>	+	<b>【均等割額】</b> <small>37,400円</small>	=	<small>一人当たりの</small> <b>保険料率</b> <small>賦課額の上限は55万円</small>
--	---	---	---	--

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条において、医療給付費（被保険者の皆さんが医療を受けるために必要な費用）等の見込み額、国庫負担金、後期高齢者交付金等の収入額に照らし、概ね2年を通じて財政の均衡を保つことができるように定めることとされています。（現在の保険料率（上記）は、24・25年度の2年間を対象期間としています。）

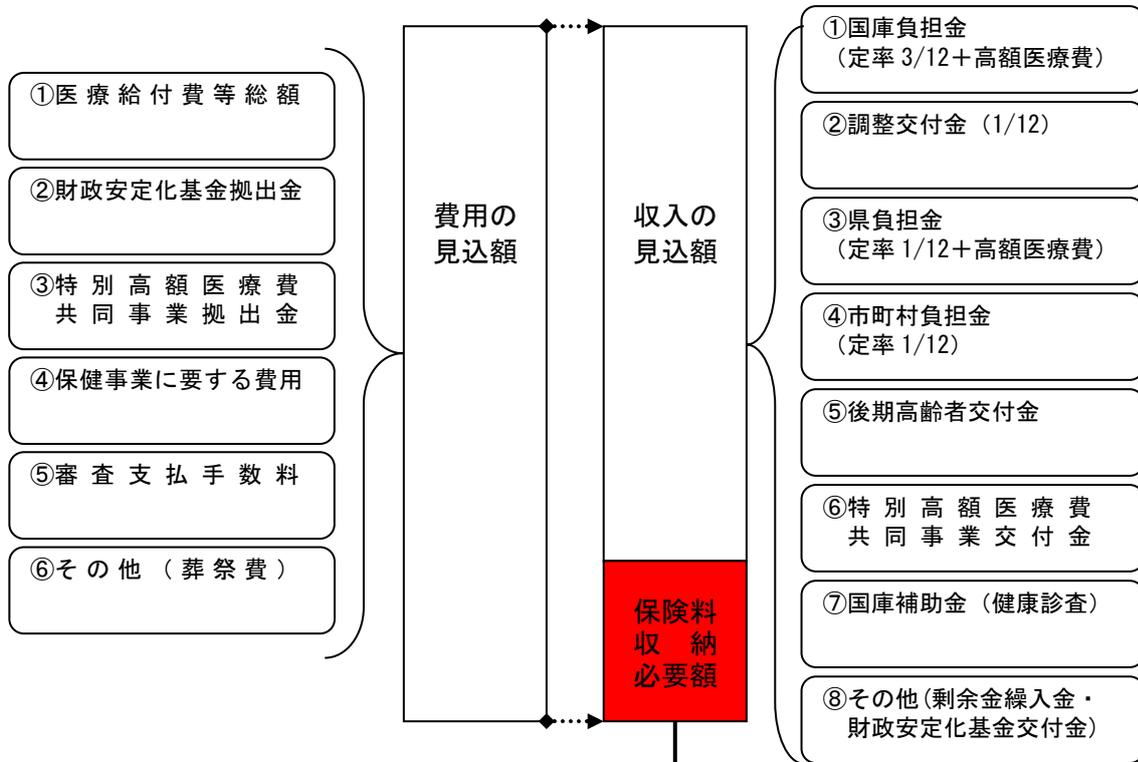
### 【保険料率の算定方法】 ※次ページ【解説図】参照

- ① 医療給付費等の“費用の見込額”から、国庫負担金、後期高齢者交付金等の“収入の見込額”を差し引き、**「保険料収納必要額」**を算出します。
- ② **保険料収納必要額**を **予定保険料収納率** で割り、保険料を賦課する額 **「保険料賦課総額」** を算出します。
- ③ 賦課する保険料は、全ての被保険者から均等に徴収する **（被保険者均等割）** と、被保険者の所得に応じて徴収する **（所得割）** に分けて算出します。  
 徴収を分ける割合は、**（被保険者均等割総額）** を1に対し、**（所得割総額）** を **「所得係数」**（本県一人当たりの所得額を全国一人当たり所得額で割ったもの。）とします。  
**（被保険者均等割総額）：（所得割総額） = 1：「所得係数」**

※前回算定では所得係数が1.17で、その割合が、1：1.17＝46：54となったため、**保険料賦課総額**のうち、46%を**被保険者均等割**で徴収し、54%を**所得割**で徴収することとなりました。

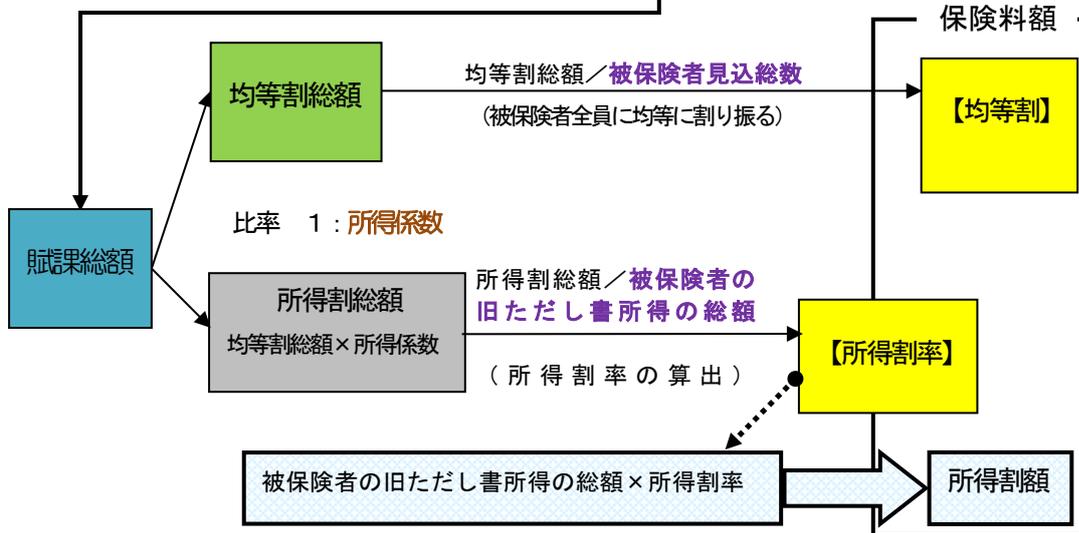
- ④ **被保険者均等割総額**を**被保険者見込総数**で割り、**【均等割額】**を算出します。  
**所得割総額**を**被保険者の所得の総額**で割り、**【所得割率】**を算出します。
- ⑤ ④に基づき、各被保険者ごとの **保険料率** を算定します。

【解説図】



※定率負担金は、現役並所得者分を除く医療給付費が対象

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率  
 （保険料として賦課すべき額を求める）



※所得係数=広域連合一人当り旧ただし書所得 ÷ 全国一人当り旧ただし書所得

※旧ただし書所得=総所得金額等（\*）-33万円（基礎控除）

\*総所得金額及び山林所得並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額

## 7. 今年度の広域連合議会等の開催予定

会議	年月	25年			26年		
		5月	7月	10月	11月	1月	2月
広域連合議会					25年第2回 ①		26年第1回 ②
協議会			①	②		③	
懇談会			① 6/28	②		③	
幹事会			①	②		③	
担当課長会議		① 24(金)		②		③	

## 8. 後期高齢者医療制度に関する要望書

6月5日、全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成25年度広域連合長会議において、後期高齢者医療制度に関する要望を行いました。

後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。

### 1. 制度について

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議における議論の対象となっており、依然として先行きが不透明な状況が続いている。

このことは、現場を担う各広域連合にとって、今後の組織運営や財政計画等に大変苦慮するところである。

将来にわたり国民が安心して生活できるよう、医療保険制度に係る中長期的な方針を示し、国として万全の対策を講ずること。

- (1) 後期高齢者医療制度の見直し等に当たっては、社会保障制度改革国民会議における結論に基づき、速やか、かつ確実に実行すること。
- (2) 現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体の在り方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うこと。
- (3) 制度見直しに際しては、国民、地方公共団体、関係機関等に混乱が生じないよう十分な対策を講ずること。

### 2. 費用負担について

後期高齢者医療制度における医療費については、高齢化の進行や一人当たり医療費の増加等により伸び続けている。

このことにより、保険料については平成24・25年度改定で全国平均約6%の上昇となっており、次期改定時においても大幅な増額が予想されることである。

被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体、関係機関等に過度の負担を強いることがないよう、国として万全の対策を講ずること。

- (1) 医療給付費に対する定率国庫負担については、その割合を増加すること。

- (2) 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、公費負担を行うとともに、増加する地方負担に対して地方財政措置を行うこと。
- (3) 負担の公平性を図るため、現行の後期高齢者負担率を高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。
- (4) 現行制度における保険料軽減措置については、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、財源についてもこれまでと同様、全額国費とすること。
- (5) 消費税率引き上げに伴い、国民健康保険制度における保険料軽減措置を拡大するに当たっては、制度間の整合性を図るため、後期高齢者医療制度においても同様の措置を講ずるとともに、必要な財源は全額国費とすること。

### 3. 財政支援について

- (1) 健康診査事業に対する国庫補助については、当該事業の確実な財源確保のため、従来どおり補助金として交付すること。  
なお、対象者の抽出に当たっては、国において統一的な基準を設定すること。
- (2) 財政安定化基金については、保険料上昇抑制財源としての必要額を確保でき、かつ、本来の設置目的である基金事業に影響が生じないように、標準拠出率を定めること。
- (3) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、広報事業（相談体制整備及び周知広報）に係る「後期高齢者医療制度臨時特例交付金」を平成26年度以降も継続するとともに、事業に必要な交付金について追加交付すること。

### 4. 特段の配慮を求める事項について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等により被災した被保険者に係る国の財政支援について
  - ①警戒区域等以外の被保険者等に対し、一部負担金の免除及び保険料の減免措置を実施する広域連合については、既存の特別調整交付金とは別枠の財源を確保し、要した費用の全額を財政支援すること。
  - ②警戒区域等に住所を有する被保険者については、一部負担金の免除及び保険料の減免に係る財政支援措置を延長するとともに、現在減免等の対象となっている被保険者については、警戒区域等の再編がなされても一律に同じ扱いとすること。
- (2) 今後予定されている診療報酬改定については、消費税率の引上げや現在の社会情勢を十分に考慮した上で、被保険者の理解を得られるよう、慎重な対応を図ること。  
また、平成26年度の保険料率改定作業や財政運営に支障を来たさぬよう、最大限の配慮を行うこと。
- (3) 経過措置による不均一保険料の設定については、今なお医療費の乖離が続いていることから、引き続きその適用の継続を図ること。  
また、高齢者医療制度の見直し等が行われた場合においても、公費負担による不均一保険料の制度を設けること。

平成25年6月5日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾 俊彦

【懇談会設置要綱】（参考）

千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱

（設置）

第1条 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、千葉県後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関すること。

（組織）

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 被用者保険等の医療保険者を代表する者
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、12人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、総務課が行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月29日から施行する。